

※ 登録の申請(建築士法第23条の2)

- 1 建築士事務所の登録を受けようとする者(登録申請者)が、埼玉県に建築士事務所を開く場合、登録申請書を埼玉県指定事務所登録機関に提出しなければなりません。

提出書類は以下のとおりです。(●…必要 —…必要なし)

必 要 書 類 (正本、副本共に添付)		新 規		更 新	
		個 人	法 人	個 人	法 人
登録申請書一式 表紙、五号書式、六号書式(添付書類イ・ロ・ハ) ※登録申請書は、正本と副本の2部作成してください。		●	●	●	●
開設者の住民票(発行日が3か月以内のもの)注1 ※マイナンバーの入っているものは受理できませんので ご注意ください。		●	—	●	—
登記事項証明書(履歴事項全部証明書)注1 (発行日が3か月以内のもの)		—	●	—	●
定款の写し(原本証明をしてください)注2		—	●	—	●
管 理 建 築 士	住民票(発行日が3か月以内のもの)注1 ※マイナンバーの入っているものは受理できません のでご注意ください。	●	●	●	●
	建築士免許証の写し 又は建築士免許証明書の写し	●	●	●	●
	管理建築士講習修了証の写し	●	●	●	●
	専任証明書(専任を証する書類) ※ 次ページ参照	●	●	—	—
現金または、登録手数料の振込明細・利用控え等の 入金が確認できる書類 ※ 次ページ参照		●	●	●	●

・登録申請書は(一社)埼玉県建築士事務所協会のHPに掲載されております。(エクセルは、シートが複数あるのでご注意ください)

・開設者が管理建築士を兼ねる場合、住民票は1通で結構です。

・法人が支店等で建築士事務所を開設する場合で、支店登記を行っていない場合には、事務所に係る賃貸借契約書等の写しも併せて提出してください。

注1 住民票、登記事項証明書を写しで提出する場合は、原本証明をしてください。

注2 定款の写しは、原本証明をしてください。

原本証明(記入例)

令和〇年〇月〇日 原本と相違ありません
埼玉設計株式会社
代表取締役 埼玉 太郎

専任証明書

: 次に掲げる書類のうちいずれか一つを提出してください。

(1) 登録申請日の6か月前まで他の事業所等に勤務していた場合

- ア 前職場の退職証明書
- イ 雇用保険被保険者離職票の写し
- ウ その他埼玉県指定事務所登録機関が必要と認めるもの

(2) その他の場合(以前から現在の勤務先である場合等)

- ア 事業所所在地及び事業所名が記載されている健康保険被保険者証(国民健康保険証不可)の写し(開設者が法人の場合で、支店等において建築士事務所を開設する場合には、その支店等に勤務していることの証明書(転勤辞令、在籍証明書等)も併せて提出してください。)

※ 健康保険被保険者証は事業所所在地が記載されていない場合は、勤務している所在地が確認できる書類(在籍証明書、社員証の写し等)も併せて添付してください。

在籍証明書(様式例)  [ワード形式](#)  [PDF形式](#)

- イ 確定申告書の写し(自営業の場合)
- ウ 管理建築士が建設業許可に係る専任技術者を兼ねる場合には、許可書及び専任技術者の写し(ただし、建築士事務所と同一所在地のものに限る。)
- ※ 専任技術者の写しに所在地の記載がない場合は、建設業許可申請書の写しも併せて提出してください。
- エ 給与に係る源泉徴収票の写し
(支払者の所在地が建築士事務所所在地と異なる場合は、支店等に勤務していることの証明書(転勤辞令、在籍証明書等)も併せて提出してください。)
- オ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知書)の写しと在籍証明書

2 建築士事務所登録手数料(建築士法施行令第3条)

登録手数料は、一級建築士事務所の場合16,000円、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の場合は11,000円です。下記へ振込または、登録窓口にて現金でお支払いください。

振込口座

埼玉りそな銀行 県庁支店

店番号104 口座番号 普通 4756581

口座名 一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 シャ)サイタマケンケンチクジツムシヨキョウカイ

※ 振込手数料はご負担ください

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会

〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館5階

TEL048-864-9313